令和８年

議会運営委員会

６月１７日

豊明市議会

議　会　運　営　委　員　会　会　議　録

令和８年６月17日

午前11時31分　開会

午後零時33分　閉会

１．出席委員

委員長	青　木　けんじ	副委員長	鈴　木　智　和
委　員	こんどう　のぶお	委　員	いとう　ひろし
委　員	鵜　飼　貞　雄	委　員	林　　ゆきひろ
委　員	武　谷　としお		
議　長	毛　受　明　宏		

２．欠席委員

委　員　岡　島　ゆみこ

３．職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事担当係長	矢　野　佑　輔	議事課主査	井　口　真奈美

４．説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長	塚　田　　力	議事課長	水　野　美　樹

５．傍聴議員

中　堀　りゅういち	浅　井　たかお	服　部　龍　一	郷右近　　修
三　浦　桂　司	月　岡　修　一	一　色　美智子	堀　内　ち　ほ
清　水　義　昭	ふじえ　真理子		

６．傍聴者

一般傍聴者　７名

７．請願者

請願関係者　１名

午前１１時３１分開会

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

なお、岡島ゆみこ委員より、本日欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

議長が出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（毛受明宏議員）　皆さん、お疲れさまでございます。

請願第１号の審査になります。慎重審査、よろしくお願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

本日の傍聴については、申合せに従って15名以内とし、委員長において一般傍聴の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反映されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

請願第１号　近藤ひろひで議員の公選法違反の疑いに関する政治倫理審査会審査のやり直しを求める請願を議題といたします。

請願者の後藤様より請願の趣旨説明の申出がありますので、５分以内で説明をお願いいたします。５分たちましたらベルで合図をさせていただきますので、終了いただくようお願いいたします。

では、後藤様、お願いいたします。始めてください。

○請願者　ありがとうございます。

請願者としての意見陳述を行います。

傍聴者の方も見えて、初めてのことと思いますので、この請願書を朗読、補足しながら朗読をさせていただくということで、陳述に代えさせていただきたいと思います。

まず、請願は、近藤ひろひで議員の公選法違反の疑いに関する政治倫理審査会審査のやり直しを求める請願ということでございます。

請願の趣旨は、近藤ひろひで議員が、地域の催事等、これはお祭り等のことを言っておりますが、金品を提供した。この金品というのは、例えば、封筒に会費と書いてお金を入れて渡したり、何かアイスを提供したとかっていうようなことも聞いておりますが、そういうことです。それは、公職選挙法、これ、199条で、いかなる名義をもってしても寄附を

してはならないと罰則つきで規定がありますので、その公職選挙法違反の疑いが濃厚であるとともに、豊明市議会議員政治倫理条例に反するとしてなされた審査請求、これ、私がした審査請求に対して、その審査において、議会基本条例及び政治倫理条例からの大きな逸脱があったので、違法な決定を取り消し、再審査をするよう求めるというのが請願の趣旨です。

次に、請願の理由ですが、最初のところは、これは当然のことですが、議会は、法、条例を遵守する義務があるということをまず述べた上で、しかしながら、近藤ひろひで議員に係る審査請求の審査において、政治倫理審査会は、被請求人の行為が政治倫理条例第４条に定める、この第４条というのは議員の遵守義務を定めていますが、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない、これが１つ。それから、もう一つは、その地位を利用していかなる金品等の授受をしない、いかなる金品等の授受をしないということがありますが、などについて、証拠及び自身の陳述、証拠は私が出しました、自身も認めています等から違反する事実があることが明らかであるにもかかわらず、多数決をもって基準を遵守することを怠った事実はない、これは簡単に言うと、要するに基準はちゃんと守っていますよということで、そういう議決をされました。このことは、単に条例解釈の誤りであるばかりでなく、最高規範とされる議会基本条例で定める市民の信頼を踏みにじる反市民的行為であり、市議会自体の信用を失墜させた。

この背景には、条例と法律を混同するような、失礼ながら議員の法的能力の欠如。この審査では、公職選挙法に違反するか、しないかいうことを一生懸命審査していましたが、これは政治倫理条例に違反するかどうかを審査する場ですので、そういうことの区別もつかない法的能力の欠如。それから、自らの行為への責任追及をおそれた保身。これは、具体的に言うと、自分もそういうときに寄附をしているので、人のことを責めたら自分も責められるからというそういう保身です。それから、仲間同士のかばい合いなどがあると、この背景にあると考えられますが、このような決定がまかり通るなら、豊明市議会は、公選法無法地帯と化して、全国から批判を受けること必定であると。よって、このような条例無視でなされた決定について、以下の措置を講じるよう求める。

１、近藤ひろひで議員に関する政倫審の条例違反の決定は取り消し、再審査すること。

２、再審査に当たっては、何らかの形で公平中立な第三者の参画を図ること。身内だけでやらないでくださいということです。

それから、３番目、以上の経緯を市民に報告すること。市民には常にオープンにしてください。

それから、４番目、機能不全となっている政倫審は、議員の委員を除くか少数に限定し、市民、学識経験者など、第三者を中心とした組織に改編すること。これは、条例改正が要りますので、今すぐということではなくて、これが終わってから、そういう取組を直ちに始めていただきたいということです。

ということで、この請願では再審査をしてほしいということを強く求めているということです。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ありがとうございました。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、紹介議員席に移動し、説明をお願いします。

では、こんどうのぶお議員、お願いいたします。

では、お願いいたします。

○こんどうのぶお議員　それでは、紹介議員のこんどうのぶおであります。

少し補足説明をします。

それでは、近藤ひろひで議員の公職選挙法違反の疑いに関する政治倫理審査会のやり直しを求める請願について、紹介議員の立場で一言申し上げます。

御存じのように、豊明市議会議員政治倫理条例では、第４条第１項で、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないとして、同項第１号後段では、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、第２号後段では、いかなる金品等の授受等をしないことなど、定められています。そして、第９条の６号以下では、審査会で、これに違反または遵守する努力を怠った事実があると認定した場合は、議長による口頭注意、議会出席の自粛勧告、議員辞職勧告等々の措置を講ずることとしています。不正の疑惑を持たれるおそれがあるだけでも、いかなる金品の授受でも、第４条の政治倫理基準遵守義務違反となり、措置、すなわち、処分を免れない厳しい条例となっています。これは、我々議員は、住民から選ばれ、いわゆる選良として、人格、識見ともに優れた代表者でなければならないからであります。

近藤ひろひで議員のケースは、審査請求だけでなく、警察に告発状が受理され、書類送検までされています。このことは、しかるべき機関が違法行為の根拠となる証拠に基づき、少なくとも犯罪、すなわち、公選法違反の寄附行為の疑いがあることを公的に認定したことにほかなりません。

にもかかわらず、政治倫理審査会は、条例第４条第１号から第３号の基準の遵守を怠った事実がないとの認定を数の力で決定いたしました。このことは、市民から見れば、選良

の集団であるはずの市議会が法を無視してまで行った仲間のかばい合いにしか見えないでしょう。このような公的機関の集団的違法行為は、いみじくも政治倫理審査会の委員長が自ら本会議で述べられたように、一議員の問題を超えて、豊明市議会全体の名誉と信用に関わる重大な問題であると考えます。

本議会が全国に大恥をかき、また、厳しい批判を受けることを回避するため、真摯にこれまでの経緯を顧みつつ、この請願の趣旨を酌み取って再審査に取り組むように求めて、紹介議員としての陳述をいたしました。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

塚田議会事務局長。

○議会事務局長（塚田　力君）　今回、近藤ひろひで議員の公選法違反の疑いに関する豊明市議会議員政治倫理審査会は、条例に基づきまして開催され、問題はなかったと認識しております。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　当局、あるいは、請願者への質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　では、当局のほうへ質疑させていただきます。

ちょっと前提としまして、私、今回のこの審査会においては、当時、副議長だったっていうこともありまして、議長代理という形で審査会のメンバーでは外されていたので、その状況等々、報告はありましたけれども実際の場にはいなかったので、そこら辺は、ちょっと考慮していただければと思います。

請願趣旨の中に、審査において議会基本条例及び議員政治倫理条例からの大きな逸脱があったので、違法な決定を取り消し、再審査するよう求めるというふうに記載がございます。今回、行われた政治倫理審査会の手順については、どのようであったか教えていただけますでしょうか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

塚田議会事務局長。

○議会事務局長（塚田　力君）　ただいまありました手順でございますが、豊明市議会議員政治倫理審査会の設置からの手順を、まずは御説明いたします。

まず、条例第８条に基づいた審査会の設置についてです。

審査会の委員は、被請求議員及び議長を除く全議員といたしますが、被請求議員が議長でありましたので、その取扱いについて協議をいたしました。

政治倫理条例施行規則第２条第４項において、条例第７条の審査の請求が議長に関するものであるときは同条中の議長を副議長に読み替えることから､条例７条以降についても、議長を副議長と読み替えることといたしました。その結果、審査会の委員は、被請求議員及び副議長を除く現議員といたしました。

審査方法についてですが、政治倫理条例第９条第１項に従い、まず、審査請求の適否についての審査を行いました。結果、全会一致で審査請求は、本審査会の審査に適することが決定いたしました。

次に、政治倫理条例第９条第２項に従い、審査を行うため、被請求議員、その他の者に対し事情聴取等の必要な調査及び条例第10条第２項に基づきまして、被請求議員の弁明する機会を設けました。

関係者への調査を終了した後には、条例第９条第１項に従いまして、政治倫理基準等に反する行為の存否について協議し、賛成少数により、審査請求は、政治倫理基準の遵守を怠った事実は認定しない、つまり、政治倫理基準等に違反する行為はなかったと決定いたしております。

その後、条例第９条第６項により、審査結果を副議長に報告したというのが今回の政治倫理審査会の手順でございます。

以上でございます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　では、次に、請願者の後藤様に伺いたいと思います。

今、先ほど、事務局のほうから、一通りの流れの説明をいただきました。請願者の後藤様といたしましては、この議員政治倫理条例からの大きな逸脱、また、違法な決定というふうに記載ございます。具体的にどのような点をお示しになるのか、もし分かる範囲で教えていただければと思いますが、お願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

請願者、後藤様。

○請願者　まず、条例の手続に基づいて、きちっとした手順で行われたという説明ですけれども、これは最後のほうで言おうと思ってましたけど、私、この請願出したの、おととしなんですね。おととしの11月21日に出しました。それで、７か月ほかってありました。何もやってもらえなかった。これ、行政手続法というのがありますし、市にも条例があっ

て、標準処理期間というのを定めないかんことになってますけど、この議会は、それを定めてない。それをいいことに７か月も放置しておいた。これが１点。こんなことが手順としてまともかどうかということ。

それから、２点目、その後、それが去年の６月12日まで、約７か月放置してあったわけですね。それで、去年の６月12日が第１回目で委員会が開かれて、だらだらとと言っては失礼ですけれども、私どもから見ると、とんでもないような議論をずっと何回も続けて、結論は約１年後の令和８年５月14日、今年、その結論が私のところへ通知来ました。１年半かかっとるんですね、これ。もう行政手続法や行政手続条例に完全に違反した手順、そのことがまず手順として私は違反していると思います。

それで、先ほどの質問の大きく逸脱したとか違法とかというようなことの意味ですが、これは、先ほど紹介議員もおっしゃいましたけれども、条例４条で議員の遵守事項というのは決まっていて、遵守しなきゃいかんよと。その遵守しなきゃいけないのは何かというと、ちょっと見ると、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為。不正の疑惑を持たれる行為じゃないですよ、疑惑を持たれるおそれのある行為というのが１つです。これがなかったという認定になっとるんですね。それで、私、これ、証拠をつけて警察に告発しました。警察は、簡単に告発を受け付けてくれません。以前に豊明市議会の議事録が議長の命令で改ざんされたことがありまして、そのとき、議員になってない方も見えると思いますが、警察に言ったけども、結局、受け付けてもらえなかった。物すごく警察が告発を受けるハードルは、高いです。警察がこの告発を受けたということ自体が、少なくとも疑いを、もう持たれてますよ、これ。おそれじゃなくて、それ以前の疑いを持たれている、これ、証拠だと思うんですね。さらに、それが送検されて不起訴という決定が来た。不起訴というのは白ということではありませんので、この条例の１つ目の不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、これがなかったというのをどうやって決めたのかなということが私が言ってる大きな逸脱ということです。

それから、２点目、条例の４条第１項の２号では、いかなる金品の授受をしないと書いてあるんです。それで、会費という名目でお金を払った。これ、本人が10年前からやってますと、ここで陳述してましたよね。みんな確認したことです、これ。それから、アイスを配ったと。何かそれが10円だったのか、いや、もっと高かったのかというのは議論はあるにしても、そういうものを配ったということを間違いなくここで確認しとるんです。それなのに、いかなる金品の授受をしないというこの基準に違反した事実はないというふうにこの政倫審が決定してるんですよ。これ、両方とも条例に対して明らかに違反した決定なんですね。それを私は大きな逸脱である、違法であるというふうに言っております。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　ありがとうございます。

じゃ、次に、当局のほうに御質問いたします。

今回の請願書の中で多数決自体にこの問題があるというような書き方というふうに、私、今、そういった一文があるように理解してるんですけども、決裁に関する多数決の考え方、どういった形なのか、事務局の見解を教えてください。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

塚田議会事務局長。

○議会事務局長（塚田　力君）　多数決についての考えですが、まず、政治倫理審査会について申し上げますと、政治倫理条例第９条第４項の規定に、審査会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところとするとありますので、多数決による採決が原則であると考えます。

また、議会制民主主義の考え方も、多数決の原理は、集団内における過半数の意見を集団の意見とするため、問題があったとは思っておりません。

以上でございます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　事務局に確認します。請願理由、今、これ、確認してるんですけど、このような決定がまかり通るなら、豊明市議会は、公選法無法地帯と化して、何でしたっけ、全国から批判を受けることは必定であるっていう記載がありますけれども、この記載に関する考え方、事務局的な考え方と、批判を実際に当局に何かありましたでしょうか、お願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

塚田議会事務局長。

○議会事務局長（塚田　力君）　まず、公職選挙法を取り締まるのは、県の選挙管理委員会及び警察になるかと思います。政治倫理審査会では、公選法の可否ではなく、倫理について審査していくものでありますので、政治倫理審査会の結果が公選法無法地帯と化することは、考えておりません。

また、全国からのこのことについての批判は、これまでにはございません。

以上でございます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　同じく、請願のところ、今、確認してるんですけど、一番下のほう、条例無視でなされた決定について、以下の措置を講ずるように求めるという記載があります。これ、１から４までいろいろあるんですけれども、これについての事務局の見解をお願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

塚田議会事務局長。

○議会事務局長（塚田　力君）　４項目についてですが、１番から順に考えのほうを述べさせていただきます。

まず、１つ目、近藤ひろひで議員に関する政倫審の条例違反の決定は、取り消し、再審査することにつきましては、条例違反での決定ではないため、取り消し、再審査の必要はないと考えます。

まず、次に、２つ目、再審査に当たっては何らかの形で公平中立な第三者の参画を図ることについては、条例第９条第２項に基づき、その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行っておりまして、公平中立な第三者の参画を図っております。

第三者の参画の条件につきましては、愛知県の選挙管理委員会、愛知警察署、関係する区、神社等の調査依頼を行っております。

３つ目、以上の経緯を市民に報告することにつきまして、ホームページ及び議会だよりで審査の過程及び審査結果の概要は、公表してきております。今回の件につきましては、令和８年５月14日にホームページに掲載、また、これから、８月の議会だよりに掲載のほうを予定しております。

最後、４つ目でございます。機能不全になっている政倫審は、議員の委員を除くか少数に限定し、市民、学識経験者など、第三者を中心とした組織に改編することにつきましては、事務局といたしましては機能不全とは考えておりませんが、必要であれば議員の皆様方のほうで御協議いただければと考えてます。

しかしながら、１つの疑念といたしまして、議員の委員の少数に限定することで不公平性が生じるという考えもございますので、御提案のとおりの請願については、受けることは賛成いたしかねるというふうに考えております。

以上でございます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　では、請願者の方にちょっと幾つかお尋ねします。

先ほど、武谷委員から事務局のほうに質問があった点ですけども、まず、下のほうにあります、先ほど、このようなことがまかり通るなら豊明市議会は公選法無法地帯と化して全国から批判を受けるというところであります。これ、先ほど、事務局の見解といいますかお話がありましたけども、これは請願者としては、どういった意味でこれは書かれたんでしょうか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

後藤様。

○請願者　今回の決定は、会費と書いて封筒に入れてお金を持ってけば、地域のお祭りだとか催物だとか、問題ないと、条例に違反しないということですよね。これ、もう大っぴらに、これからみんなが、あちこち、それ、持って歩いて、これ、無法地帯じゃないですか。公選法199条、皆さん、委員やってみえたんだから、読まれてないですか。いかなる名義をもってする寄附行為もこれを禁じるって書いてあるんですよ。そういう判断ができないことを私は法的能力がないと言ってるんです、ここで。そういうことを分かってみえる方も委員さんの中には、議員の中には見えると思いますけど、最終的にこういう決定になったということは、この議会では、そんな当たり前のことを判断できる議員が多数派を占めて多数決で決めているという、そこに問題があるということを私は言っとるんです。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　続いて、先ほど、武谷委員からあった措置のこの内容のところで、何らかの形で公平中立な第三者の参画を図るというのがありました。局長も、そういったところで事情聴取をしたというようなお話、ありましたけども、これは、請願者としては、なぜこういったことを記載して請願をされたんでしょうか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　後藤様。

○請願者　条例９条の２項を、政治倫理条例の、見ていただくと分かりますけれども、被請求議員、その他の者に対し事情徴収等の必要な調査を行うことができるとあります。これに基づいて、先ほどの選管に聞いたりとか、それから、私も呼ばれましたし、被審査請求人も呼ばれて、これで事情聴取が行われた。そのことは事実なんですね。この請願に書いとるのは私の要望ですので、公平中立な第三者、具体的には、例えば、公募でも何でもいいですけど、一般の市民とか、それから、弁護士とか、学識経験者とか、ちゃんと法律を理解できる、条例を解釈できる人に入ってもらってやらないと、議会が解釈能力がない

ということがもう明確になっちゃってるんですから、そういう人をちゃんと入れてやってくださいということです。内輪だけで判断してるから、こんなことが起きてしまうんですよ。ちゃんと条例や法律を、法治主義の国ですから、この国は、条例や法律をきちんと解釈して､それにのっとって物事を決めていくという当たり前のことをやっていただきたい。それが議会にお任せしといたんではやれないので、かばい合いとかあって、自分に都合の悪いことは、ほかの人のことでもかばうとか、自分、同じことをしているのでかばうとか、そういうことが起きちゃってるので。

ちょっと、それに関連してですけど、普通、こういう利害関係者は、こういう審査には入れないんですよね。それが一般原則なんですよね、行政法の。それ、へっちゃらで、何にも、この審査会の中で、私もお金持っていきましたという人が何人もいる中で、そのままこういう審査して結論を出して。ちょっと常識では考えられないことが行われてると思います。それを事務局がきちんと行われたと言ってるのも、一体どういう判断なのかなと思いますけれども。

事務局職員というのは、この市役所で、要するに、法治、行政は法治ですよ、法に基づいて全てやるんだから。それを何十年もやってきた職員がそういうことを言っている。そういう事務局の意見を聞いて、また議員が判断しているということが非常に私は問題だなというふうに思います。

ちょっと何か脱線しちゃったかもしれないけど。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　もう一つ、４番目の機能不全となっている政倫審は、少数限定して、市民とか学識経験者だったり第三者をということで、先ほど、事務局長のほうからは機能不全になってないということでありましたけども、請願者としては、どういったところが機能不全だというふうに感じていて、これ、議員を少数限定にして、市民とか学識経験者とか第三者を中心とした組織改編ということがありますけども、これは、条例、議会の中で議論して条例改正することに必要であればなると思うんですけども、なぜそのように感じられたんでしょうか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

後藤様。

○請願者　機能不全というのは、先ほども申し上げましたように、条例に明らかに駄目だって書いてあることをなかったというふうに決めてしまうような、正直言って、これ、普通の人の常識がないということですよね。そんなに難しい法律ではないので。民法なんか

はね、解釈が非常に難しいですけど、これ、条例は、分かりやすく、これ、書いてあるんで、そういうことを判断できないそのこと自体が、もう機能不全だと私は思います、１点は。

それから、もう一点は、これも先ほど言いましたけど、自分も同じことをやっている人がここで審査をしている。言葉は悪いですけど、泥棒が泥棒を裁いているようなことをここではやってきたんですよ、ずっと。ちょっと言葉、悪くて申し訳ないですけど、分かりやすく言うと、それと同じようなことが行われてきたというふうにしか判断できない。それが機能できていないということです。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　今の請願者の言葉を受けて、紹介議員の方にお伺いをしたいんですけれども、今、林委員がおっしゃった４番目の機能不全の中で、議員の委員を除く少数の方、同じ議員の立場で、７回、今まで政治倫理審査会を行った中で、これは議員としてどう感じられるのか、回答をお願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

こんどうのぶお議員。

○こんどうのぶお議員　今回は、あくまでも近藤ひろひで議員の公職選挙法のある疑いを裁いているものであります。その点だけです。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　ごめんなさいね、紹介議員さんにお伺いしてるのは、我々、政治倫理審査会に基づいて審査会を７回やってきました。議員の中でそういうのを判断するという条例に基づいてやってることを、この４番目は、議員の委員を除く少数。我々は、今後、政治倫理審査会という場には必要ないというふうに考えていらっしゃるんですか。それとも、どういった考えで、この４番目に対して、どういった考えをお持ちなのか、いま一度お願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁、お願いします。

こんどうのぶお議員。

○こんどうのぶお議員　これ、やっぱり、第三者だけでやるべき、それか、市民と学識経験者をやるべき、そういうふうに考えてます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　じゃ、ちょっと請願のちょっと趣旨のあたりからちょっと聞いていきますけども、最初のところで近藤ひろひで議員が地域の催事等で金品を提供したということでありますけども、これ、先ほど、請願者の方もおっしゃってたんですけども、議論の中で、ほかにも同じようなことをされていた議員がいたというような状況かなと思うんですけども、なぜ、そのひろひで議員だけこういって問題視をされて、審査請求とか請願を出されておられるのか、ちょっとそのあたりの説明をお願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

後藤様。

○請願者　あの審査会の中で実は私もお金を出していたという人が、かなり見えました。その中では、それが問題ないと、会費だから問題ないというふうに言ってる人も何人かいました。それから、いや、これはまずかったと、もしあれなら裁いてもらえばいいというふうに謙虚に認めて、まずかったというふうに言ってみえた方も見えました。まず、状況は、そうであるということを、これ、傍聴者の方にも知っていただきたいので申し上げておきます。

その上で私が何で近藤ひろひで議員だけを審査請求したかというと、ほかの人たちは、せいぜいその自分の地元の神社に持ってくとか、それから、回数もそんなに多くないということなんですけど、このひろひで議員は、市内のあっちこっち、少なくとも照合が取れただけでも数か所あります。そのほかにもいろいろ聞いてます。私も見てます、実際に、私も議員やっておりましたので、出しているところを。非常にあっちこっちで配っているということ。それから、本人もあの陳述で言ってみえましたように、私は10年前からやってると言ってました。議員になってから、やってる。いや、実は、私、議員になる前に彼がある団体に差し入れをしてる、候補者のときに差し入れをしているのも私自身が目撃しましたので、10年以上前からそういうことをやっている。それから、さらに、これは、確実なところから聞いた話ですけれども、私が直接聞いたわけでありませんけど、情報源としては確実なところから、本人が、これは表に出さんといてねと言ってお金を渡しているという話も聞いております。つまり、公選法に違反するということを本人は承知してやってるわけですよ。そういうそこら中でやっている、10年以上前からやっている、さらに、違法を承知で表に出さんでねと言いながらやっていると、こんな人は、ほかにはいません。ちょっと出しちゃったということはありますけれども、それをわざわざ私が審査請求するほどのことでもないというふうに思って、特に悪質な近藤ひろひで議員を私は審査請求し、そして、その後、警察への告発も証拠を持って行いました。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　これも、先ほど、局長のほうからも少しあったかもしれませんが、この請願自体は再審査を求めるというようなものになっております。これ、現在の条例では、そういうふうにできるというようなものは規定はないんですけども、このあたりは、どのように考えて、請願、出されておりますか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

後藤様。

○請願者　この条例では、再審査をしてはいけないという規定はありません。条例や法でしてはいけないと書いてないことは、その条例や法の趣旨に沿うことであれば、それはすることができるのが一般的なんですよね。なので、そういう形でやることはできるというふうに考えています。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

○請願者　すみません。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　失礼しました。

○請願者　具体的な方法として、例えば、こういう状況なので、再度申請してくださいというふうに議会のほうから申請者に対して、教示といいますが、こういうこともできますよということを言っていただくと、もう一回、出してやるということもできるでしょうし、あるいは、議長……。議長というよりも、議長が本人ですので、議長代理ですね、代理をしていた方が、これはいくら何でもひどいから、もう一遍やり直しなさい、再付託ということも、これ、合法的にできます。やれる方法は、あるんですよ。なので、そういう形でやっていただければ、全く条例上、問題ないというふうに思います。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　先ほど、請願者の方も少し話されてたかもしれませんが、まず、この請願の理由の中で、条例解釈の誤りということ、それと、その下のところに条例と法律を混同するような議員の法的能力の欠如ということで、先ほど、請願者の説明の中でも議員の法的能力の欠如というふうにおっしゃられていたんですけども、そのことについて、請願者は、どういうふうに感じられておりますか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

後藤様。

○請願者　これは、市の職員の場合ですと、もう新入職員のときに、公務員の仕事は法の

執行であると、逆に言うと、法の根拠をちゃんと持ってやらなきゃいけないという教育がされるんですね。されてもあまり身についていないので、職員の中でも、そんなことを知らないで課長になったり部長になったりしているのがいっぱいいますけども、それはともかく、議員という、その皆さん、議会というのは、どういうとこだか分かりますか。ここ、立法機関ですよ、自治体の。法をつくるとこです。ついこの間、スマホ条例というのをつくりました。突然、市長が、教育委員会の頭越しに市長から提案で出てきた条例を、みんなで審査して、あれ、決めたのは、市長じゃなくて議会ですよ。立法したんですよ、議会が。それから、今回の議会でも、条例の改正案、いっぱい出てきてますよね。それ、いいか悪いか審査するの皆さんですよ。条例が法に違反してないかとか、問題ないかとか考えて、そういう法務を行うのが議員の仕事なんですね。それを議員が、知らない、できないというのは、これ、豊明の市政の重大な決定が、そういう法も分からない人によって行われる、重大な決定が行われるという、もう豊明市政そのものの問題だというふうに私は考えます。

審査の過程でだったと思いますが、私は新人だからとか、あるいは、何か間もないからみたいな話でよく分からないみたいなことを言ってる議員もいましたけど、議員は、議員になったときからそういう重大な権限を持っていて、だから、経験を積んだ議員であろうとなかろうと、皆、同じ待遇ですよね、皆、同じように報酬もらって。だから、きちんと、新人だから、だったら、ちゃんと勉強してやってもらわなきゃ困りますよ。

そういう議会というところが法務を扱って、しかも、市の重大な決定権、市長は決定権ないですからね。市長、１円だって、自分の裁量では使えないですから。条例の一文字だって、市長、直せないです。何か市長が豊明市を代表してみんなやってるみたいに、新聞でも何かそういう雰囲気で記事書かれたり一般でも言われたりしますけど、審査して決定するのは、議会ですから、全て議会が決定してるわけですので、そういう役割を担っているという認識が議員の皆さんにないんじゃないですか。そういうことを私は言っています。そういう問題が起きるということです、議員に法的能力がないと。こういうことは、委員の中にはね、その法に基づいて仕事をしてみえる方も見えますので、よく分かるんじゃないかなと思いますけど。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　その次に、自らの行為への責任追及をおそれた保身とか、あと、仲間同士のかばい合いということで、非常に厳しい言葉が並んでいるんですけども、請願者

の方も傍聴されていたということでおっしゃってたんですけども、傍聴されていて、このあたりのことは、具体的にどういうふうに感じておられますか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

後藤様。

○請願者　明らかに自分もやっているので、このことで黒にしたくないなというのが、委員の皆さん……。皆さんというか、のかなりの人の発言の中から、そういうことを私は、多分、私以外のほかの傍聴者の方も感じたんではないかと思います。

特に驚いたのは、その出した人の中で、人のことを盛んに批判しているような委員もいましたからね。自分も出しとるのに、ほかの人が出したことを批判したりとかね。何か、もうちょっと議会議員としての良識を持って、市民に恥ずかしくないそういう発言を、公的な場ですので、議事録も残りますし、録画も残りますし、きちんとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　この審査請求、請願等々とは別に、警察のほうに告発されて受理されたということでちょっとお聞きしましたけども、検察へ送致後、不起訴ということも聞いているんですけども、この政倫審との関係で、このことについては、どういうふうに請願者の方は考えておられますか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁を願います。

後藤様。

○請願者　この政倫審は、条例に違反しているかどうかを審査する機関ですので、告発されて検察へ送られて不起訴になったということは、先ほどの、要するに、不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしちゃいかんよ、いかなる金品の授受もしてはいけないよということがあったかどうかという審査をする場ですので、全く関連がないわけではないんですけど、基本的には、そこで不起訴になったからどうという問題ではないと思います。

それから、不起訴というのは、全く白であるということではないんですよね。そういうことですので、何か本人は、不起訴になったから自分はもう問題ないみたいなようなニュアンスのことを言ってみえるというふうに漏れ聞いておりますけれども、不起訴に、黒であっても起訴して処罰まではしないということで不起訴になるということもあるわけですので、起訴にならなかったということは、審査請求に対して問題ないというふうに決定する根拠にはならないというふうに思います。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　じゃ、全体的に、最後にしますけど、このような審査請求も出されて、請願も提出されて、市民として今の豊明市議会をどういうふうに見ておられるか、また、議会に対してどのようなことを求めて、こういったことで提出をされたんでしょうか。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　答弁願います。

後藤様。

○請願者　議会をどのように見ているかということですけれども、この政倫審というのは、今回が初めてではなくて、私がやっただけでも、議場で何回も何回も居眠りをしとる議員がいたということで政倫審に出したこともありますし、それから、もうちょっと遡れば、借金をあっちこれ、こっちからして、踏み倒して、それで給与の差押えまでされた議員もいました。それから、視察先での帰りに酒を飲んで、そのまま車を運転して帰ってって、飲酒運転の疑いが濃厚であるという議員もいました。あと、何があったかな。それから、視察先のホテルで禁煙なのにたばこ、ぷかぷか吸って、部屋に臭いがやっぱりついちゃって、損害賠償を請求されて、それでお金を払ったと、そういう人もありました。まだほかにもあったな。時効ではありますけども、立候補するときに、その人に利益を与えるからと約束をして選挙をした。これ、公選法の何条だったか忘れましたけれども、利益を約束して選挙運動をやってもらってはいかんという規定がありますが、それに違反しているにもかかわらず、それで当選して、今、出てきて、この議場で平気で議員として座ってる人もいます。

この議会を市民がどう見ろっていうのかというふうに私のほうから聞きたいぐらいです。そういう人たちが、先ほども言いましたように、これ、例えば、税金を上げる。今回の議会でも、国保税を上げるというような議案もありましたよね。そういう重要な議案を決定する。それから、何だったかな、今回の議会……。前回、５月だったか忘れましたけれども、調査不十分で勅使グラウンドの下に貯水槽を造る工事で、調査が6,000万もかけても調査不十分で、２億7,000万もかかるガラが出てきちゃったから補正だとか、これも、いいかどうかを決めるのは議員さんなんですよ。重要なことを決めてるんですよ。そういう重要なこと。それから、今回の議会では、あれもありましたね。障がい者支援センターですか、これを外部に丸投げ、私の言葉でいうと丸投げですけども、丸々指定管理者として委託するというようなこと。遡れば、例えば、給食センターを向こう10年間、98億だったか９億かけて、全く民間に委ねるというようなことも、そんな重大なことも、この議員、議会で決定されとるんですよね。そのほか、数え上げれば切りがないですけど。

そういう議会を、そういう決定をこの議会に任せていいのかというそういうふうに、いや、任せられないというふうに、この議会を見ているということです。

それから、何を望むかということですけど、取りあえず、今回のことについては、先ほど申しましたような方法で再審査はできますので、それをやってください。

そして、この、もう機能しないので、この審査会は、きちんと第三者を入れて、利害関係のない人たちに決めてもらうような仕組みに改めてください。それが私の望むことです。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

紹介議員は、委員席に移動願います。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　この請願ですけど、賛成の立場です。

私も開会議会で対象議員に対しての辞職勧告決議を提出させていただきましたけども、今回のこの案件については、本当に請願者がおっしゃることとほとんど同じ意見だなというふうに思っております。

本当に市民の重要なことを決めるというのはこの議会であるんですけども、今、市民から、そうした議会に対しての信頼が非常に失墜しているということを、いろいろ請願者の話を聞いて重く受け止めました。

やはり、この請願は、本来の議会基本条例であったりだとか政治倫理条例という、本来の趣旨に立ち返って、もう一度、正しく審査してほしいという市民の誠実な声だというふうに受け止めています。

ほとんど請願者がおっしゃったように、こういった刑事事件、政治倫理審査会というのは、この条例に当てはめてどうかということでありますので、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということに対して、刑事事件とかそういったことではなくて、この条文に違反してるかどうかということを審査する。その上で今回の行為、この近藤ひろひで議員の行為は、会費請求のない祭礼で金銭提供を行って、しかも、11年間継続しているということを本人も認めているということもありますので、やはりこれを怠った事実は、ないと判断するのは、市民の感覚から大きく乖離しているというふうに思います。

条例の目的は、市政に対する、議会に対する市民の負託に応えるということでありますので、その原点に立ち返るのであれば、やはり再審査を行い、そして、第三者の意見を得

ながら透明性を高めていく、こういったことが議会の責務ではないかなというふうに思いますので、この請願を採択するということは、市民からの信頼を守って、市民の方に議会は誠実に取り組んでいるということを示す最良の方法だというふうに思いますので、採択させていただきます。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員　では、請願第１号について、ちょっと、理由をつらつらと述べながら討論させていただきたいと思います。

こちらの請願理由にもあります不正の疑惑を、政治倫理条例の第４条、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。これは、もうまさに、この政治倫理条例の根幹にある部分かなと思っております。このように、僕もこの条例が通ってから、前期の最終年ですかね、それから、もう何回かこういった審査会が開かれました。つまり、それだけ、今、市民の方から議会に対するその不信感であるだとかそういったものが高いのかな、それの表れかなと思いますので、私自身も、こういったことが行われないように襟を正すべきなのかなというふうに常々思っております。

いろいろと、こちらの請願趣旨から請願理由、その内容、一通り僕も読ませていただきました。

今回のちょっと残念なことに、私、政治倫理審査会のメンバーではなかったので、ちょっと皆様とは違う立場での考えになるかもしれませんが、まず、この４にあります機能不全となっている政倫審は、部分的に、その人によって捉えるところで機能不全となっているというふうに判断される方もいらっしゃると思いますし、現行でも機能不全になっていない、そういうふうに思われる方もいらっしゃるかとは思います。ですが、途中にある、この条例と法律の混同するような審査が行われた、そういったものとかも見ていると、あくまで政治倫理審査会というのは、法律ではなくて条例、その議員が不正の疑惑を持たれたかどうかとか、そういった倫理の面について諮るところであるかなというふうに私も同じような考えではございます。

が、しかし、機能不全となっている政倫審で、この議員の委員を除く、もしくは、少数に限定する。市民、学識経験者を入れていただくのは全然一向に構わないと思うんですが、私も当時、これ、議員だった宮本さんが座長になって、時間かけて私もこの分科会のメンバーとして政治倫理条例、つくらせていただきました。そのときの根底にあった理念としましては、この条例があることによって、その自浄作用であるだとか、または、その抑制力、抑止力、そういったものを求めるために議員たちでこういったものをつくり上げて、

議員たちで運営していこう、そういったことがあったなということを思い出しました。

また、１番の近藤ひろひで議員に関する政倫審の条例違反の決定は取り消し、再審査することとあります。これも思いは分かるんですけども、これを受け入れてしまいますと、政治倫理審査会自体の存在をも否定しているのかなというふうにも捉えかねないかなというふうに私は思っております。

いずれにしましても、今後もこの政治倫理審査会の運営、運用につきまして私もちょっと疑義を持っている点が幾つかありますので､そこら辺も見直していく必要はあるのかな、そういった時期に来てるのかなっていうことは思っておりますが、今回、総合的に考えまして、私としては、反対の立場で討論を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　鵜飼議員、反対ということは。

○鵜飼貞雄委員　不採択ですね。お願いします。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　不意採択で。承知しました。

ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員　近藤ひろひで議員の公選法違反の疑いに関する政治倫理審査会審査のやり直しということの請願でありますが、ちょっと意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

あくまでも政治倫理条例に基づいて開かれて審査をし、７回にわたって議論を行い、最終的に、９条の２項ですかね、採決を行って、最後の結論が出ました。それに従って、今、次の段階の名誉回復とかいろんな議論をしてる最中であります。なので、もし、私も、この２条のほう、これ、条例をしっかりもう今回のことを踏まえていろいろ読んできたんですけれども､どこかにやっぱり不備があるかもしれないというのは感づきました｡なので、この請願理由が、もしかして、この政治倫理条例を見直しに対する請願だったらちょっと考えるとこはありますが､今回は粛々と条例に従って進めてきて結論が出たものですので、今の私の考えとしては、不採択にしたいと思っております。

以上です。

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第１号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、請願第１号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了としました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（青木けんじ議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後零時３３分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会

委員長